

国立大学法人愛媛大学及び国立大学法人高知大学
共同入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	令和7年10月17日（金）14：00～16：00 高知大学本部管理棟 5階 会議室	
委 員	委員長 松島 学（大学教授） 委 員 安藤 潔（弁護士） 委 員 木本 敦（公認会計士）	
審議対象期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
抽出案件（合計）	4 件	（備考）
工 事（小計）	4 件	今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。 各大学の審議対象案件についての概要を説明したのちに、抽出案件の個別審議について各発注機関の担当者から説明を行い、質問に対して回答した。
一般競争入札 (政府調達に対する指定工事)	0 件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	4 件	
工事希望型競争入札	0 件	
通常指名競争入札	0 件	
隨 意 契 約	0 件	
設計・コンサルティング業務（合計）	0 件	
簡易公募型プロポーザル方式（拡大）	0 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問 別紙のとおり	回答 別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	特になし	

質問	回答
<p>I. 愛媛大学</p> <p>1. 国立大学法人愛媛大学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について (愛媛大学から報告・説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛大学において、昨年度に低入札価格調査を実施した案件は6件であるが、一昨年度と比較した場合、全案件に占める調査実施案件の割合はおおむね同程度であるか。 ・増加していることについて何か理由はあるか。 <p>2. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議</p> <p>(1) 一般競争入札方式 【愛媛大学（重信）基幹・環境整備（排水設備等）工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件が高落札率となった理由について。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一昨年は低入札価格調査を行った案件は1件であり、調査案件数は増加している。 ・競争が働いたものと考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・本件が高落札率となった理由について。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は当初の入札において、入札価格と予定価格の乖離が大きく、落札に至らなかつたため、最終的に不落随意契約を実施することとなった。 不落随意契約の実施にあたっては、業者を招いて図面の内容を確認し、金額に乖離が生じた要因について確認を行った。 その後、見積合わせを実施したところ、入札価格が予定価格に近付き、結果として高落札率となった。
<ul style="list-style-type: none"> ・本件の競争参加資格等級について、本来A等級で設定するところ、1級下位のB 	<ul style="list-style-type: none"> ・以前より、排水設備工事に係る基幹環境整備については参加業者数が僅少である

<p>等級まで拡大し「A又はB」としているが、同様の措置は以前から実施しているか。</p> <p>・競争参加資格等級を「A又はB」として資格の拡大を行った結果、B等級の業者2者より参加申請があったものと考えられるが、参加資格の拡大という措置は適切であったという認識でよいか。</p>	<p>ことが想定されたため、競争参加資格等級を「A又はB」として設定している。</p> <p>・競争参加資格等級については規程上、文部科学省の発注標準等級に基づき設定しているが、当該資格を有する者の競争参加が僅少である等と認められるときは、参加資格の拡大が認められている。本工事については、工事場所が「病院」であり、特殊な施工条件も相まって発注当初より参加業者が少ないことを予想し、参加等級の拡大という措置をとったものである。</p>
<p>(2) 一般競争入札方式</p> <p>【愛媛大学（御幸）学生寄宿舎照明設備改修工事】</p> <p>・本件については、入札に参加した3業者共に低入札となっているが、基準価格を高く設定しそぎたということはないか。</p>	<p>・照明器具の更新工事については例年実施しているものであり、これまでと同様の内容・査定率に基づき基準価格を算定している。そのため、基準価格の設定については妥当であると考えられる。なお入札後、参加業者へヒアリングを実施した結果、低入札に至った要因として以下の2点が判明した。</p> <p>1点目は、本工事が学生寄宿舎の廊下・階段等の共用部における照明更新であり、居住者との調整が少ないと業者が判断したことにより、作業効率の向上が見込まれ入札価格の低減につながったとするものである。</p> <p>2点目は、照明器具について、受注者はメーカーから安価に入荷できる見通しが立っていたことにある。メーカーへ確認</p>

<ul style="list-style-type: none">これらの状況を踏まえると、基準価格については、より低廉に設定する余地があるのではないか。	<p>をしたところ、県内自治体においてLED化工事が多数発注されており、これと同時発注により価格の低減が可能であることが確認された。</p> <ul style="list-style-type: none">照明の更新工事については、今年度も発注を行っているが再度ヒアリングを実施するなど、予定価格・基準価格算定の見直しを行っているところである。
<p>II. 高知大学</p> <p>1. 国立大学法人高知大学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について</p> <p>(高知大学から報告・説明)</p>	
<ul style="list-style-type: none">低入札が多いようだが要因は何か。他の建設業者や発注者の話では、受注してくれる業者が少なく入札金額も高いようだが、貴学では逆になるのはなぜか。 <p>2. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議</p> <p>(1) 一般競争入札方式</p> <p>【高知大学（小津）基幹整備（屋外電気設備改修）工事】</p>	<ul style="list-style-type: none">毎年、年度当初は受注をとりたい業者が他社との競争のため低入札になったと思われる。発注時期が関係しており、県や市等の公共工事の発注時期のタイミングが要因と思われる。各者、見積採取時に他参加業者の情報が入り競争性が生まれ、低入札となっていると思われる。

<ul style="list-style-type: none">・高落札になった要因は何か。 <p>(2) 一般競争入札 【高知大学（医病）第二病棟感染対策（自動ドア取設）工事】</p> <ul style="list-style-type: none">・4者中3者が低入札となると予定価格において過剰積算となっているのではないか。	<ul style="list-style-type: none">・不落随意契約に移行したためと思われる。 <p>・本工事は、病院の運営をしながら各廊下に不特定多数の侵入を防止するための建具を設置する居ながら改修のため、工事に関して多くの制約が発生する工事である。</p> <p>参考見積を徴収した際に、建具業者がそういった条件を考慮して参考見積が高くなっている。</p> <p>入札参加業者とのヒアリングの結果、建具業者の協力を得られ比較的安価に契約できそうだったことが低価格の要因である。</p> <p>そのため予定価格は適正である。</p>
---	--